

# 名家連ニュース

令和3年7月17日(土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.814号

令和3年3月31日現在



## 名古屋市の精神保健福祉手帳の行政区別所持者数

区分	1級	2級	3級	所持者数	人口数
千種	114	1,352	588	2,054	165,270
東	28	485	256	769	84,628
北	123	1,425	694	2,242	163,227
西	88	1,054	633	1,775	150,896
中村	90	1,136	597	1,823	138,469
中	51	506	325	882	93,793
昭和	75	707	426	1,208	107,932
瑞穂	69	712	419	1,200	108,064
熱田	43	473	288	804	66,818
中川	186	1,890	861	2,937	219,870
港	119	1,216	624	1,959	143,049
南	130	1,260	636	2,026	133,522
守山	201	1,582	611	2,394	176,641
緑	132	1,728	886	2,746	248,610
名東	109	1,324	713	2,146	163,722
天白	121	1,317	717	2,155	164,570
合計	1,679	18,167	9,274	29,120	2,329,081

## 名家連の医療費全科無料の運動と経過を再度振り返りましょう

平成19年、名家連は全家族会と結束して、名古屋市と市議会各会派、地元議員に精神障害者の家族の生活実態、立ち遅れている精神分野の福祉施策の実情を訴え、他障害者同等の医療費全科無料化への要請行動を展開しました。その結果、平成20年10月から手帳2級所持者まで全診療科の入院・通院医療費の全額無料化を実現することができました。

家族会員の中にも、「社会の偏見」「内なる偏見」から手帳申請に難色を示していた家族・当事者もいましたが、医療費が全科全額無料ともなれば背に腹は代え



らず、申請するようになりました。中でも障害厚生年金3級の方々は、証書で手帳更新ができるため3級のままでした。名家連で医師の診断書で手帳申請することを呼びかけた結果、殆どの方々が手帳2級を受給することができました。その後、名古屋市の手帳所持者数は、毎年、1,300名から1,500名近い数字で増加していきました。

## 1級減少・3級増加の傾向は医療費助成対象者の縮小に繋がる！

平成19年当時の手帳所持者数(平成18年度末)は、1級 1,105 人(11.8%)、2級5,924人(63.5%)、3級2,308人(24.7%)の計9,337人で、その後も、医療費全科無料の対象比率は手帳所持者全体の75%前後をキープしていました。

ところが、平成28年度から1級判定の割合が5%台に落ち込み、平成29年度からは3級判定の比率が30%を超えるようになりました。当然、医療費全科無料の対象者が70%を下回るようになってきています。



こうした中、名家連事務局で全国47都道府県・20政令都市の実態を調査した結果、全国の手帳等級判定格差が12倍になっていました。12倍という等級判定の全国格差は、如何なる言い訳や弁明も通用するものではありません。即刻、改善されなければならない問題です。

手帳3級の方々は、「軽度」に分類されていますが、みんな仕事に就いて医療費の3割負担を支払える能力がある訳ではありません。医療費の経済的負担が家族・当事者を苦しめ、「親亡き後の不安を一層深刻にしている実態」を声を大にして告発したいと思います。

## 手帳3級所持者の医療費負担・無年金の解消が次の大きな課題

### 解決策1 愛知県の福祉医療制度に精神も他障害同等に適用させる

愛知県の福祉医療制度に精神障害者も身体・知的同等の医療費助成が適用されれば、1/2の財源が市町村に返還されます。この財源で、軽度の精神・知的障害者の医療費助成を育成会と一緒に実現していく運動の展望と可能性が開けてきます。

### 解決策2 県下市町村同様に「自立支援医療費」の無料化を求める

手帳3級所持者の「自立支援医療費」の無料化を行政・議会に働きかけていきます。愛知県下の殆どの市町村は「自立支援医療費」の自己負担額は無料にしています。名古屋市議会でもこの問題が取り上げられてきた経緯があります。

### 解決策3 家族ピア相談活動で3級から2級への申請支援を行う

家族ピア面会相談で「手帳等級判定基準」を基に手帳2級への申請支援を行ってきました。障害年金も手帳の診断書も内容は殆ど同じです。手帳3級の方々には、手帳診断書の日常生活能力の判定(8項目4段階評価)と程度(5段階評価)の実態を名家連作成の記録用紙に整理し、主治医に診断書に反映して頂くように努力しています。(※日常生活能力の実態は家族が一番よく知っています)



日常生活能力の実態を反映した診断書を提出し、更新時期にかかわらず2級を取得された方々は少なくありません。本質的には、全国格差の要因である判定医の「主観で左右される判定基準」を「主観で左右されない判定基準」に改善することで

## 本来の精神保健福祉手帳と障害年金の受給支援に努力を傾注!!

手帳が2級になれば障害年金の日常生活能力の診断書に反映されます。面会相談活動を通して事後重症請求(障害基礎年金)、額改定請求(障害厚生年金)を援助し、3級の方々を一人でも多く救出していきたいと願っています。